

カルテル規制 日本企業標的に

アジアの各国・地域がカルテルの摘発を強化している。日米欧にならって競争法（日本の独占禁止法に相当）を整備し、インドネシアなどでは日本企業が摘発の対象となる例が増え始めた。アジアの競争当局は連携を強めており、1つの案件が他国での摘発を誘発する可能性もある。これまで以上に法令順守（コンプライアンス）が求められる環境となっている。（山岡亮）

東南アで法整備急ピッチ

摘発の連鎖リスクも

国・地域 (カッコ内は制定年)	現状と主な摘発事例
インドネシア (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> 2017年、ホンダとヤマハ発動機の現地法人に制裁金 19年にインドネシア最高裁が2社の上告を棄却 当局の権限を強める競争法改正案を国会審議中
シンガポール (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> 14～18年に日本企業を対象とした国際カルテルを摘発 ヘアリング(軸受け)販売で不二越など3社に制裁金(14年) コンデンサー販売でニチコンなど4社に制裁金(18年)
ベトナム(18年改正)	<ul style="list-style-type: none"> 域外適用、課徴金減免制度を導入し、19年7月に施行
タイ(17年改正)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取引競争法で競争当局の権限強化
ラオス(15年)	<ul style="list-style-type: none"> 18年10月に競争当局設立
ミャンマー(15年)	<ul style="list-style-type: none"> 18年10月に競争当局設立
インド(03年)	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金減免制度の利用が活発に、日本企業も調査対象に
香港(12年)	<ul style="list-style-type: none"> 現地企業を対象としたカルテルの審判が始まる



ジャカルタ中心部にある裁判所=AP

「競合他社と共有すべきではない情報や、不必要な情報交換の場を持たないよう」に。ホンダの現地法人はアジア主要国の現法人に対し、こんな要請を繰り返している。理由にはっきりしている。19年4月、最高裁が「アジア各国の競争法が競争法の執行を強化している」からだ。各委員がヤマハの事務所に出頭し、調査を実施した。インドネシアの弁護士、ウィンドン・サントソ氏による「同委員会には捜索・押収の権限が明確には与えられておらず、手法は物議を醸した」という。インドネシアでは競争法を強化するための改正案が国会で審議中だ。同



ホンダとヤマハ発動機はインドネシアのバイク市場を二分するジャカルタ中心部で信号待ちをするバイクドライバー=AP

タイでは17年10月に新たな取引競争法が施行された。1999年に施行された旧競争法は執行例がほぼなかったため、規制当局の独立性や権限を強める改正が施された。ベトナムも18年に競争法を改正し、今年7月に施行した。ベトナムとフィリピンは課徴金減免制度も導入している。カルテル摘発に積極的なのがシンガポールだ。18年には日本企業や現地子会社5社が電子部品のコンデンサーの販売を巡りカルテル行為をしたとして、うち4社に計約1億950万ドル(約16億円)の制裁金の支払いを命じた。14年以降、摘発した

3件の国際カルテルはすべて日本企業が対象だ。松田章良弁護士は「ASEAN全体で摘発のリスクが高まっている。法律を制定したばかりの国も2～3年で準備が整う」と説明する。競争法を運用し始めた国・地域では、予測しづらい執行があることにも注意が必要だ。香港では競争委員会が18年9月、団地の内装改修を巡る現地の建設会社のカルテル行為について「企業の方ルテルを防ぐには、個人を抑制することも必要だ」として建設会社だけでなく、役員失格命令という個人への制裁を初めて適用した。岡田早織弁護士は「現地の当局の状況を注視し、対策を講じることも重要」と話す。日本企業の現地駐在員は情報交換会やゴルフ、飲み会などで交流する文化がある。井上朗弁護士

各国当局が連携強化

国際カルテル事件などが増えていることから近年、世界各国・地域の競争当局は連携を強めている。当局間の情報交換により、1つの国で不正が発覚すると、連鎖的に複数の国で摘発を受ける可能性も高まっている。シンガポールの18年のコンデンサー販売を巡るカルテルは日米のほか、欧州連合(EU)、中国、韓国などの各当局も同様の調査を実施。シンガポールの競争委員会は、各国の競争当局と連携し、情

報を交換していた。日本の公正取引委員会は約20の国・地域の競争当局と連携強化を図っている。井上氏は「不正行為を浸透させるという原動力は、秘密情報の交換も含まれた第2世代協定を15年にオーストラリア、17年にカナダと結び、EUとも協議中だ。世界の競争当局は国際競争ネットワーク(ICN)で競争政策の課題について議論している。公取委は「国をまたぐ不正行為に対処するため、海外当局との協力関係を強めていきたい」としており、企業は海外の拠点も含めてより厳格な法令順守の水準を浸透させる必要に迫られている。